

1 2 1 . 1 3

願書又は中間書類の出願人、代理人等の
特定（認定）に関する取扱い

1. 既に申請人として識別番号が付与されており、願書又は中間書類（以下「願書等」という。）に識別番号が記載されている場合
 - (1) 願書等に記載されている「住所又は居所」又は「氏名又は名称」に軽微な差異がある場合については、識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」をもって出願人、代理人等（以下「出願人等」という。）を特定（認定）する。
 - (2) 願書等の識別番号に誤記がある場合は、願書等に記載されている「住所又は居所」及び「氏名又は名称」から職権により調査し、出願人等の識別番号が特定（認定）できるときは、その識別番号に係る出願人等として特定（認定）する。願書等に記載された誤記のある識別番号については、特定（認定）した識別番号を願書等における識別番号とする職権訂正を行う。
2. 既に申請人として識別番号が付与されているものの、願書等に識別番号が記載されていない場合
願書等に識別番号が記載されていない場合は、願書等に記載されている「住所又は居所」及び「氏名又は名称」から職権により調査し、出願人等の識別番号が特定（認定）できるときは、その識別番号に係る出願人等として特定（認定）する。
なお、出願人等を特定（認定）する際に、願書等の「住所又は居所」及び「氏名又は名称」と識別番号に係るものが不一致の場合であって、願書等の誤記がごく軽微なものである場合は、識別番号に係る「住所又は居所」及び「氏名又は名称」のものとして特定（認定）する。
3. 申請人として識別番号が付与されていない場合
申請人として識別番号が付与されていない出願人等の場合は、職権により識別番号を付与する（特例施規3条3項）。
この場合に、「住所又は居所」又は「氏名又は名称」に明らかな誤記（誤記であること及び訂正後の内容の両方が明白なものをいう。以下同じ。）があるときは、職権により訂正する。
明らかな誤記として職権訂正するものの具体例としては、以下のようなものがある。

「住所又は居所」の誤記	行政区画便覧等を調査し特定できる場合
「氏名又は名称」の誤記	「株式会会」、「（株）」等明らかな誤記の場合

なお、当該書類の記載事項全体から判断し、出願人等が特定（認定）できない場合については、「住所又は居所」等の表示を正確なものにすべき旨の補正を命ずる。

4. 出願人等を特定（認定）した旨の通知、職権訂正通知

(1) 出願人等を特定（認定）した旨の通知

出願人等の特定（認定）を行った場合は、その旨を通知書により出願人等に通知する。

ただし、願書等に記載された「住所又は居所」及び「氏名又は名称」と、特定（認定）した識別番号に係るものが一致する場合又はごく軽微な差異であると認められる場合は、同通知は送付しない。

(2) 職権訂正通知

願書等の記載事項の明らかな誤記を職権により訂正した場合は、原則、その旨を通知書により出願人等に通知する。

(改訂令和8・4)